

2021（令和3）年3月30日

要 請 書

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

新・人間裁判原告団
新・人間裁判弁護団
生活保護制度をよくする会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

2021年3月29日、札幌地方裁判所民事第2部（武部知子裁判長）は、新・人間裁判において、原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は、北海道内の生活保護利用者153名が、北海道及び居住する各自治体市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げによる各保護変更決定処分取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）に続く3件目の判決である。

本判決は、被告らの主張を丸呑みにして厚生労働大臣の広汎な裁量を認め、デフレ調整やゆがみ調整等に関する原告側の主張を実質的に検討することなく、本件各引下げ処分に裁量の逸脱又は濫用があるとはいえないと認定した。大阪地裁判決は、一般世帯よりも被保護世帯の方が物価下落による恩恵を強く受けている事実がないことを正当に認定したが、本判決は、被保護世帯の生活実態に真摯に向き合わなかった。のみならず、名古屋地裁判決同様、引下げが保護費10%削減という自民党の政策の影響を受けたことを認めながら安易にそれを追認した。こうした判断は、司法の職責を放棄したに等しく、到底容認できるものではない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として市民生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにしている。

私たちは、国が余りに理不尽な本件引下げの違法性を認めて保護基準を是正するまで、全国的に連帯し、断固として戦い抜く決意である。そして、極めて冷淡かつ無慈悲な今回の判決を乗り越え、以下のとおり要請する。

記

- 1 2013年8月の引下げ前の生活保護基準に直ちに直すこと。
- 2 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 3 コロナ禍の下、生活保護の役割が高まっている状況に鑑み、制度の広報、申請権保障、扶養照会の廃止、補足性の原理緩和等を通じてその積極的活用を促すこと。